

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 10 月 7 日・東京都規則第 210 号

1 概要

(1) 改正理由

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 74 号）及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 3 号）が公布されたことに伴い、汚染土壌処理基準の有害物質の種類に塩化ビニルモノマーを追加するとともに、新たに基準値を設ける必要がある。

(2) 改正内容

規則別表第 12 の汚染土壌処理基準に次のように「塩化ビニルモノマー」の基準を追加する。

有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 検液一リットルにつきミリグラム)	含有量(単位 土壌一キログラムにつきミリグラム)
二十七 塩化ビニルモノマー	〇・〇〇二	

2 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局環境改善部化学物質対策課

03-5388-3473